件名	愛媛県総合社会福祉会館管理条例
主管課	
根拠法令等	
【条例の概要】	
総合社会福祉会館の指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、利用料金等について定め	
3 。	
0.0 1 会館の業務	
(1) 福祉に関する情報の提供、相談及び研修に関すること。	
(2) 介護に関する知識、技術及び機器の普及に関すること。	
(3) 福祉に関するボランティア活動の促進に関すること。	
(4) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。	
2 指定管理者の業務及び権限	
(1) 1に掲げるセンターの業務のうち(2)及び(4)の業務の実施に関すること。	
(2) 会館の利用の許可に関すること。	
(3) 利用料金の収受に関すること。	
(4) 会館の施設の利用の促進に関すること。	
(5) 会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。	
3 開館時間	午前9時から午後5時まで。ただし、多目的ホール、研修室、会議室等は、午前9時
か	ら午後9時まで
-	指定管理者は、知事の承認を得て開館時間を変更できる。
4 休 館 日	1 月 1 日から 3 日まで及び 12 月 29 日から 31 日まで
:	指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は利用できる。
-	指定管理者は、知事の承認を得て休館日を変更できる。
5 休 業 日	休館日のほか、次に掲げる日
(1)の業務 日曜日、土曜日、祝日	
(2)の業務 月曜	留日(休日のときは翌日)、祝日
6 利用の許可	多目的ホール、研修室、会議室等を利用しようとする者は、指定管理者の許可が必要
:	条例違反者等については、利用の許可の取消し等を行う。
7 利用料金	指定管理者の収入とする。
	利用料金の上限額は、従前の使用料の額の上限額の1.3倍の額を上限額として規定
	利用料金の額は、指定管理者が知事の承認を受けて決定し、公表する。
	既に収受した利用料金は、やむを得ない場合を除き、還付しない。
	免 県又は指定管理者が会館の目的を達成するために必要な事業を行うとき等
施行日	平成 18 年4月1日
【その他参考事項】	
	69,058 千円 (平成 17 年度愛媛県当初予算額。指定管理者の業務に係る部分のみ。)
2 使用料収入	
3 管理受託者	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会